

琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）（原案）に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメント等の実施結果

令和2年12月23日（水）から令和3年1月22日（金）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）および琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号 以下「法律」という。）の規定に基づき、琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）（原案）に対する意見・情報の募集等を行った結果、13者（県民、団体等）から58件の意見・情報が寄せられました。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	件数
1 計画期間	1
2 琵琶湖の保全および再生に関する方針	1
3 琵琶湖の保全および再生のための事項	—
（1）水質の汚濁の防止および改善に関する事項	4
（2）水源のかん養に関する事項	5
（3）生態系の保全および再生に関する事項	10
（4）景観の整備および保全に関する事項	0
（5）農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項	14
4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	4
5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項	3
6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項	9
7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項	1
その他、計画全体に係る事項	6
合 計	58

3 琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）（原案）に対する意見・情報と滋賀県の考え方別添のとおり

琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)(原案)に対する意見・情報と滋賀県の方針

別添

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の方針
1 計画期間			
1	1	計画期間を5年と設定された根拠は何か。	本計画は琵琶湖保全再生施策に関する総合的な計画であり、琵琶湖の状況や社会情勢の変化などを踏まえ、適切な見直しができるよう5年間としました。
2 琵琶湖の保全および再生に関する方針			
(1)趣旨			
2	1	<p>「2(1) 趣旨」について、以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>(修正案) 「琵琶湖は、治水上または利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境および水産資源の宝庫として、<u>さらに次世代に続く地理的・歴史的・文化的な価値を創造し、同時に環境に適した身近な生活のあり方を考える場として</u>、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全および再生を図ることが困難な状況にある。」 (理由) 国民的資産である意義として、ここに記載の項目以外に、①古代から続く淡水湖であり、その地理的条件から生み出された人々の地理的・歴史的・文化的価値を継承すべき面があること、②国民や県民にとって身近な淡水のもつ親水性と、それにより享受し得る人と自然との共存、密接な関係性を認識させる機能があること、③その自然地理的条件は、琵琶湖を介して多くの人々を結び付け、例えば水位や水質、防災などの面から琵琶湖環境の保全について同一の利害関係を有していること。</p>	<p>この箇所は、琵琶湖保全再生法の目的(第1条)から引用しており、法律との整合性を図るため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、ご意見の内容については、「2(2) 目指すべき姿」において、「多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。」に含まれていますが、ご意見の趣旨は重要な視点であり、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
3 琵琶湖の保全および再生のための事項			
(1)水質の汚濁の防止および改善に関する事項			
①持続可能な污水処理システムの構築			
3	2	<p>「3(1) 水質の汚濁の防止および改善に関する事項」における下水道排水について、琵琶湖へ放出され続けている下水道排水は、在来魚介類資源への影響が明らかになっておらず、漁業者は漁獲量減少との関連を懸念している。下水道排水は琵琶湖へ放出するのではなく循環利用を促進する計画としていただきたい。</p>	<p>下水処理水については、水質汚濁防止法および下水道法の排水基準値よりも厳しい目標値を設定して、適切な水質管理を行っており、琵琶湖の水質保全に大きく貢献していると考えています。</p> <p>流域下水道の4処理場において、塩素の注入量を低減し運転しており、定期的な放流先水域の調査においても残留塩素濃度は測定下限値未満の低い数値です。</p> <p>また、循環再利用については、本県は琵琶湖などから容易に取水できる環境にあり、下水処理水の再利用の需要がほとんどないこと、また下水処理水の再利用のために上流域へ送水することは、多額の費用が必要となることから、流域下水道の役割としては考えておらず、原案のとおりとしますが、需要者から中水や修景用水利用などの要望があれば提供してまいります。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
④その他の対策			
4	2	<p>「3(1)④ その他の対策」で「工場や事業場への立入検査や排水検査による監視を実施」とありますが、監視と共に重要なことは「指導」であり、その文言の追加が必要と考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「工場や事業場の排水基準等の遵守状況の確認のや環境リスクに対する自主管理体制の構築等を推進するため、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)や湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)等に基づく工場や事業場への立入検査や排水検査による監視・指導を実施する。」</p>
5	2	<p>プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使用禁止対策を引き続き実施するところがあるが、びわこ競艇場では2サイクルエンジンを使用しており水質悪化につながると思われることから、対策を検討すべきではないか。</p>	<p>プレジャーボートの2サイクルエンジン使用禁止を定める「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」は、レジャー活動における規制を目的としています。</p> <p>びわこ競艇場の競艇用ボートのエンジンは、レジャー目的ではなく、モーターボート競争法に基づき、競艇場の水域に限って航行するものであることから、規制の対象としていませんが、ご意見のとおり琵琶湖の環境への影響が懸念されるため、これまでに実施している国に対する環境対応型エンジンへの転換の要望を継続していきます。</p>
6	3, 8	<p>「3(1)水質の汚濁の防止および改善に関する事項」「4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項」に関して、琵琶湖の在来魚介類について、種苗放流など様々な増殖対策が行われているが、未だに本格的な資源の回復がみられない。また、短期間で資源が大きく変動する事象が多くなっており、在来魚介類の生息環境が極めて不安定であると言わざるを得ない。</p> <p>その要因として、下水道排水や農業排水、融雪剤などが琵琶湖の水質に大きな影響を及ぼしていることが危惧されることから、これら現在の琵琶湖の水質が、在来魚介類資源やその餌である植物および動物プランクトン資源に対し、質的、量的にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにすることが必要であり、調査研究の計画として明記していただきたい。</p>	<p>県では、水質と生態系のつながりに着目した水質管理手法の検討を、関係機関等と連携しながら進めており、簡易な食物連鎖モデルを用いた研究では、水がきれいでも魚が多い環境のためには、動植物プランクトンが魚類に食べられやすい大きさであることが重要であることなどがわかってきています。</p> <p>なお、ご意見の「琵琶湖の水質が動植物プランクトンに及ぼす影響に関する調査研究」については以下の箇所に含まれることから、原案のとおりとします。</p> <p>・「3(1)④ その他の対策」 「良好な水質と多様で豊かな生態系が両立する琵琶湖の環境の実現に向け、気候変動の影響も視野に入れつつ、水質と生態系のつながりに着目した新たな水質管理手法を検討する。」</p> <p>・「4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項」 「継続的な知見の集積とともに、蓄積された研究成果を有効に活用して、生態系の変化や水質汚濁などに関するメカニズムの解明や、課題の抜本的解決のために必要な調査研究等を実施する。」</p>
(2)水源のかん養に関する事項			
①水源林の適正な保全および管理			
7	3	<p>森林整備には林道や作業道の整備が必要と考えるが、原案には言及されていない。</p>	<p>ご意見の内容については、以下の箇所に含まれることから、原案のとおりとします。健全な森林を維持造成するためには、林道や作業道の整備が必要であると考えており、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>・「3(2)①水源林の適正な保全および管理」 「…災害に強い森林づくりのための治山事業や森林整備事業等を推進する…」</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
8	3	<p>「森林の経営管理の集積と集約化」が今回追加されているが、森林組合等、それぞれの森林所有者を繋ぐと理解してよいか。その為には県と特に市・町の連携も重要になると思うがその点への言及が必要と思われる。</p> <p>林地境界明確化には多大な労力が必要と思われるが、将来に渡り重要な事なので引き続き注力頂きたい。</p>	<p>この箇所は、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づく取組を追記しています。この法律では、「森林経営管理制度」が規定され、森林の経営管理が行われていない森林を市町が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐことで適切な経営管理を行うこととされています。「森林経営管理制度」の円滑な推進のためには、ご意見のとおり県と市町の連携が重要であると考えており、人材育成など必要な支援に努めてまいります。ご意見の「県と市町の連携についての言及」については、「5(2) 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項」において「琵琶湖保全再生施策の実施に関し、国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等とより一層の連携を図る」としており、原案のとおりとします。</p> <p>また、林地境界明確化などの取組については、「森林経営管理法」を踏まえて創設された森林環境譲与税も活用し、県と市町の適切な役割分担により、一層進めてまいります。</p>
②森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進			
9	3	<p>森林資源の循環利用の推進において間伐材などの利用には持続可能な仕組みの構築を明確にする必要があると考える。</p>	<p>本計画は琵琶湖保全再生施策に関する総合的な計画であり、県および市町が実施すべき施策をできるだけ端的に位置付けていますので原案のとおりとしますが、いただいたご意見につきましては、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
③森林生態系の保全に向けた対策の推進			
10	3	<p>森林環境譲与税を活用して、市町村単位で森林整備、特に自然災害を誘発させる「放置人工林」の強度間伐、小面積皆伐を進めて、豊かな森林づくりをしていただきたい。</p> <p>シカなどの野生動物の駆除よりも自然林への回復を優先してほしい。</p> <p>琵琶湖の水源の森が豊かになるよう、山林と琵琶湖を一体で考えて計画を進めてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、森林環境譲与税を活用し、県と市町が適切な役割分担のもと、放置人工林の整備などを実施し、引き続き豊かな森林づくりを推進してまいります。</p> <p>また、生物多様性が保全された豊かな森林づくりに向けては、シカの駆除と合わせて自然林への回復を共に進めていく必要があると考えています。</p> <p>今後とも、山林と琵琶湖は一体と考えて計画を推進してまいります。</p>
11	3	<p>琵琶湖保全再生法を踏まえて県が策定した「琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針」に基づく事業化と併せて、国の関与や支援の仕組みを構築すべき。</p>	<p>ご意見のとおり「琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針」に基づき、シカの食害による下層植生衰退に伴う土砂流出対策といった、琵琶湖の保全・再生に資する新たな事業を創設したところです。</p> <p>また、国においては連絡調整の場を設置いただき、本県の森林整備の方向性や具体施策への支援の仕組みなどについて協議を行っています。</p> <p>今後も引き続き、こうした連絡調整の場を通じ、国の関与や支援の仕組みの構築に努めてまいります。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
(3)生態系の保全および再生に関する事項			
①湖辺の自然環境の保全および再生			
ア ヨシ群落の保全および再生			
12	3	琵琶湖や琵琶湖辺のヨシ群の保全および再生だけでなく、琵琶湖に注ぐ川にあるヨシ群についても対象とする必要がある。	琵琶湖に注ぐ川にあるヨシ群落は、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」に基づくヨシ群落保全区域に想定する対象となっていますが、現時点では、特定の河川にあるヨシ群落を保全区域として指定していないことから、今後、地域からの要望等に応じて、区域に指定するなど保全について検討していきます。
ウ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生			
13	4	南湖の天津市西岸は、歴史的に琵琶湖の利用が進んでいたためか、今も宅地、事業用地が多い。そのため、本来、多くの人々が親しむことができるはずの親水、レクリエーションの場となる都市公園や自然公園遠地などが少ない。にもかかわらず、交通の便がいいこともあり、数少ない湖岸の開放地は、マナーの悪い釣り人のボイ捨てや迷惑駐車、悪質な不法投棄者の格好の場所になってしまっている。かつての白砂とヨシ群のホンモロコヤセタシジミ、カイツブリなどが多くいる湖岸の再生とともに、当地の歴史や文化を活かした人々が楽しめる湖岸緑地の整備を期待する。	本計画の琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環の推進を図る方針を踏まえ、令和2年3月に各市と連携し、湖辺域を対象としてまちづくりの方向性を示した「みどりのみずべの将来ビジョン」を策定したところであり、このビジョンに基づき、ご意見も踏まえ、湖岸の再生や湖岸緑地の整備を進めてまいります。
②外来動植物による被害防止			
イ 外来動物対策			
14	4、5	日頃琵琶湖湖畔で活動していますとジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)を広範囲で見かけるようになった。 また、瀬田川国道1号線横の高橋川でもヌートリアを見かける。 有名なブラックバスや、オオバナミズキンバイなどは記載されているが、上記の外来種は気になる。	ジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)について、令和3年度事業で県内の生息域調査を実施する予定であり、ヌートリアについても目撃情報の収集を継続して実施しており、調査結果を踏まえて、今後の対応を検討していきたいと考えています。
15	4	国内外来魚の問題についてであるが、既に、コイなど琵琶湖に移入されているものもありますが、滋賀県で絶滅危惧種となっている魚種について、国内の他の地域から持ち込まれ、放流されることは避けなければならないと思いますので、「イ. 外来動物対策」の中に追加されてもいいかと思います。	この箇所は、琵琶湖保全再生法第13条に規定されている「海外から日本に導入された外来動物」を受けて、国外の外来動物への対策を位置付けています。 ご意見の内容に関しては、県の「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」において、日本の在来種であって滋賀県に自然分布せず生態的影響が大きい種を「指定外来種」に指定できることとしており、本計画の「3(3)⑤ 生物多様性の保全の推進」において記載しているとおり「琵琶湖およびその周辺で生息数が減少し絶滅の危機に瀕している希少種等の調査をはじめとする生物多様性の調査を定期的実施し、その結果を活用すること」により適切に対応していくことから原案のとおりとします。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
ウ 外来植物対策			
16	5	「加えて、地域との連携による早期の発見・防除に向けた体制づくりを推進し」とあるが、地域との連携の前に、地域に対して、外来植物に関する学習会、駆除体験教室、駆除のための用具・機材などの助成・貸出、地域人材・団体の育成・組織化などの支援強化が必要。	地域との連携による早期の発見・防除に向けた体制づくりを推進するため、外来生物防除対策事業により、ボランティア団体等への活動支援や胴長など人力駆除に必要な用具の貸出、外来植物に関する普及啓発を行っており、ご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。
④水草の除去等			
ア 水草の除去等			
17	5	水草の有効利用とあるが、どれくらいの割合で有効利用されているのか。	琵琶湖において根こそぎ除去および水草刈取り船により刈り取った水草は、有効利用が困難なオオバナミズキンバイ等特定外来水生植物を除いて、ほぼ全量有効利用しています。
イ 湖岸漂着ごみ等の処理			
18	5	湖岸漂着ごみ等の削減のためには、単に湖岸だけの処理にとどまらず、琵琶湖に注ぐ、河川とその周辺の地域の美化・清掃活動に対する支援強化が必要。	ご意見のとおり、湖岸漂着ごみ等の削減のためには、湖岸だけではなく琵琶湖に注ぐ河川とその周辺の地域の美化・清掃活動も重要であると考えています。このため、環境美化活動を行う自治会やボランティア等に対する支援を行っているところであり、ご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。
19	5	「3(3)④イ 湖岸漂着ごみ等の処理」におけるマイクロプラスチックごみについて、マイクロプラスチックの元であるビニールなどのプラスチックごみは、現在既に琵琶湖の湖底に広く散在している。しかし、現状では漁業者が操業時等に引き上げても処理しただけがないため、これらプラスチックごみは減らない状態が続いている。 計画では、プラスチックごみの排出抑制は明記されていますが、回収については全く触れられていません。これでは、今後もプラスチックごみは減らないため、散在するプラスチックごみを回収することを計画に盛り込んでいただきたい。	湖中や湖底のプラスチックごみの回収については、琵琶湖は広大で、水深も深く、ただちに対策を行うことは予算的・物理的に非常に困難であることから原案のとおりとしますが、ご意見をいただいている「漁網に掛かるプラスチックごみの回収」については、実態を把握し、回収したごみの分別、保管、運搬、処理等の課題を整理したうえで、他府県の先進的な事例を参考にしながら、庁内の関係部局の連携のもと、市町と一体となって積極的に取組を進めてまいります。
20	5、8	マイクロプラスチック問題が言われているが、亀岡市の亀岡モデルと言われる「レジ袋全面禁止政策」は、同じ淀川水系の一都市が挑戦しているもの。かつての「せっけん運動」をはじめとした先進的・環境県を自負している滋賀県としては、亀岡市で挑戦できないことができないはずはない。対消費者や対流通業だけでなく、農業・建設・運輸・観光など他の産業セクターに対する政策や、プラスチック材だけでなく、他の素材を含むポイ捨て、不法投棄の削減についての調査研究、情報発信も必要。	プラスチックごみ削減のため、「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」を今年度策定し、小売店や飲食店、農業者、建設業者、製造業者、観光事業者など各主体が取っていただく行動を明らかにし、対策を一層進めていこうとしているところ。 また、プラスチックごみも含めた散在性ごみの定点観測調査(100mまたは1000㎡の1日あたりのポイ捨てごみの量(調査地点38箇所平均個数))や、環境美化監視員による監視パトロール・啓発活動を実施しているところであり、ご意見も踏まえ、引き続きポイ捨てや不法投棄削減に向けた取組を進めてまいります。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等			
21	5	<p>「3(3)④ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等」等での琵琶湖南湖の環境改善について、近年、南湖で僅かながら在来魚の漁獲が見られるようになってきましたが、本来「在来魚のゆりかご」である南湖の機能回復にはまだまだほど遠い状況にある。</p> <p>計画では南湖における水草や底泥の除去、湖底の耕耘や平坦化、砂地の造成など必要な取組が記述されていますが、本来の南湖の機能回復にはこれらの取組を大規模に実施する必要があるため、大規模な湖底改善、砂地回復を実施する計画とし、明記していただきたい。</p>	<p>これまで、琵琶湖南湖において、ホンモロコなどの放流や湖底の砂地造成、水草の除去や湖底の耕うん、外来魚駆除に取り組むなど、環境改善に努め、近年、南湖でホンモロコなどの漁獲が見られるようになってきました。</p> <p>また、平成31年3月に南湖湖底環境改善検討会を立ち上げ、最新の湖底状況の把握や、これまでの取組の検証などを行っており、今後、湖底環境改善事業の具体化を進めていく予定です。</p> <p>なお、ご意見の湖底改善、砂地回復については、以下に位置付けていますので、原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3(3)④ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等」 「琵琶湖南湖において、シジミ漁場や在来魚の産卵繁殖場の再生を図るため、水草の除去や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成などを推進する。」 ・「3(5)②ア 漁場の再生および保全」 「赤野井湾をはじめとする琵琶湖南湖の漁場を再生するため、水草除去による漁場改善と魚類の移動経路の確保、砂地の造成、ニゴロブナやホンモロコ、セタシジミ等の放流および外来魚の集中駆除等を実施する。」
(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項			
① 環境に配慮した農業の普及 その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興			
ア 環境に配慮した農業の普及			
22	6	<p>計画に記載してあるように、農業濁水の流出防止や環境こだわり農業やオーガニック農業を推進していただきたいです。そのためには、兼業農家だけでなく、専業農家への金銭面での支援がより重要になると思います。特に、オーガニック農業(無農薬)を推進してほしいです。</p> <p>※兼業農家の場合、天候に関係なく、会社の休みに農業をしなければならず、結果として作物に無理をさせ、農薬使用量や農業濁水が増えてしまうと思います。</p>	<p>本県では、国の環境保全型農業直接支払交付金制度において、農業濁水の流出防止を県独自の要件として、必要な掛増し経費を支援しているところであり、米の作付面積に対する環境こだわり米の割合は44%となっています。特に、オーガニック農業については、今年度から交付金の支援単価が引き上げられ、県独自の支援策としても、オーガニック農業に必要な乗用除草機の導入に対する補助などを行っているところです。今後も、引き続き農業濁水の流出防止や環境こだわり農業、オーガニック農業を推進してまいります。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
23	6	<p>「3(5)①ア 環境に配慮した農業の普及」等における農業濁水対策について、第2期原案では「農業濁水の流出防止、農業系廃プラスチックの排出抑制」が記載されたが、これは「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」が反映されたものであり、当該条例では「農業濁水の流出の防止、廃プラスチック類の排出抑制に関する啓発ならびにこれらに関する技術および知識の普及」となっている。</p> <p>濁水の流出の防止に関する啓発、技術や知識の普及はこれまで取り組んできたにも関わらず、琵琶湖への濁水の流入は一向に改善されておらず、啓発や技術・知識の普及だけでは今後も改善されないと強く懸念している。</p> <p>そのため、長年の取組にも関わらず、改善が見られない農業濁水は、直接琵琶湖へ流さないことを計画の目標とし、県みずすまし構想における水田反復利用施設事業やみずすまし事業などのハード対策を強化・拡充する計画とし、反復循環利用の割合を具体的な目標数値としていただきたい。</p> <p>また、農薬、農業濁水等農業系負荷を削減するため、ソフト対策においても強化・拡充する計画としていただきたい。</p>	<p>農業濁水・排水対策については、「3(1)① 持続的な污水处理システムの構築」、「3(1)② 面源負荷対策」、「3(5)①ア 環境に配慮した農業の普及」において、農業集落排水施設や農業用排水施設の整備、農業排水の循環利用、農業濁水の流出防止などを位置付けていることから原案のとおりとします。</p> <p>なお、ハード対策としては、これまで整備した循環かんがい施設や反復利用施設を活用するなど、農業排水の再利用に取り組み、琵琶湖へ流入する懸濁物質(SS)や窒素、リンなどの富栄養化物質を軽減しています。近年は施設の保全更新対策にあわせ、水利用の節水型や循環型といったきめ細かな配水システムを導入しているところ です。</p> <p>また、ソフト対策として、今年度から重点モデル地域に「実証展示ほ」を設置し、落水せずに田植えができる自動直進田植え機の活用や濁りを沈降させる資材などの取組効果について調査を開始しました。今後、これら技術の取組効果をとらまとめ、その成果を波及させる予定です。農家指導としては、従来から啓発や営農技術対策の普及指導、環境こだわり農業の要件化、地域ぐるみの取組への支援などを実施してきており、今後も農業濁水の流出防止の取組を引き続き推進します。</p>
24	6	<p>今回の原案で「農業系廃プラスチックの排出抑制」が加えられている点は評価できる。農業系廃プラスチックの占める割合は大きく、再生面でも課題が多いことから、取組の推進は重要と考える。</p>	<p>農業系廃プラスチック対策については、令和3年4月1日に施行予定の「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例(愛称「しがの農業みらい条例」)」においても規定しており、その取組を推進していきます。</p>
25	6	<p>世界農業遺産申請にあたり、「びわ湖システム」として山・里・川・田んぼ・湖そして琵琶湖の伝統的漁業や伝統食文化をこれからのアクションプランとして出されていますので、整理統合された取組・活動が重要なと思う。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
イ 山村の再生と林業の成長産業化			
26	6	<p>原案に「林業就業者の確保・育成を推進」とあるが、その点は重要であり是非とも推進して頂きたい。ただ「林業の成長産業化」は国内産木材価格の低迷は久しく、前回の計画にも「林業の成長産業化を推進」とあるが、より具体的な計画が必要ではないですか。</p>	<p>林業就業者の確保・育成を推進については、令和元年度に「滋賀もりづくりアカデミー」を設置し、より高度で濃密な研修・教育を実施しているところであり、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>また、林業の成長産業化に関する具体的な計画として、平成29年3月に「しがの林業成長産業化アクションプラン」を策定しており、この計画に基づき、様々な施策を推進しています。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
27	6	<p>「3(5)①イ 山村の再生と林業の成長産業化」について以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>(修正案) 「・山村は、過疎化や高齢化等により地域の豊かな資源が十分に活用されておらず、水源涵養を含め、都市部にもつながる地域の環境保全機能が低下している。そこで、都市部との交流等を図り、山村資源を活かした取組を進めることにより、山村の再生を推進する。」 「・林業経営の低迷等により適切な森林の整備が行われず、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、林業就業者の確保・育成を推進するとともに、山村の課題と地域の特性に合わせ、森林資源の循環利用につながる林業の成長産業化を推進する。」</p> <p>(理由) この箇所では、山村の豊かな地域資源の活用の不十分さが指摘されているが、「3(2) 水源のかん養に関する事項」の部分との共通性と独自性を整理する必要がある。また、山村の有する環境保全の機能や防災上の機能、都市部にもつながる環境の循環的観点が区別されているとともに、地域の特性に応じた山村の再生の課題と林業・森林資源の経営管理の課題が別個に並列されているため。</p>	<p>ご意見の箇所について、上段は「やまの健康」の取組、下段は「林業成長産業化」の取組に関して、県・市町が推進する内容をそれぞれ独立して端的に記載しているものであり、原案のとおりとします。</p>
②水産資源の適切な保存および管理			
イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討			
28	7	<p>「3(5)②イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討」に関して、琵琶湖の水位操作については、国、県ともに在来魚介類の産卵繁殖に配慮する検討をいただいていることから、計画の中に「在来魚介類の産卵繁殖に配慮して適正に行う」ことを明記していただきたい。</p>	<p>琵琶湖保全再生法は治水・利水について規定するものでなく、「水位操作」を計画に記載することは困難であると考えています。 しかしながら、琵琶湖の水位操作は、治水リスクを増大させない範囲で、できる限り生態系に配慮して行われるべきと認識しており、計画では「3(5)②イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討」において「…水位、水温など…」を記載していることから、原案のとおりとします。 今後とも、治水・利水・環境の調和のとれた、より望ましい水位操作のあり方について国、関係部局で連携して考えてまいります。</p>
29	7	<p>「3(5)②イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討」における漁場生産力向上に関する技術開発について、漁場生産力については、資源と水質との関係をしっかりと調査しつつ取り組んでいただきたい。 なお、ここでの「漁場生産力」は必ずしも「増殖環境」ではないため、このままの項目名では不十分と思われる。そのため、「3(5)②イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討、漁場生産力向上技術の開発」と表記すべきと考える。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
オ 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展			
30	7	<p>琵琶湖漁業の振興に係る計画について、これまで実施されてきた、在来魚介類の産卵繁殖場の造成、種苗放流などの増殖事業、資源管理、消費拡大、担い手対策、水草大量繁茂対策、有害生物対策など琵琶湖漁業の振興に係る施策は、第2期計画にも位置付けられていますが、法において琵琶湖は「水産資源の宝庫」と記載されているように、資源が着実に回復し、琵琶湖漁業の振興が図れるよう、各計画の取組を強化充実していただきたい。</p>	<p>水産資源を回復し琵琶湖漁業の振興を図るため、産卵繁殖場の造成をはじめとする様々な施策について、皆様のご協力をいただきながら進めてきたところであり、今後も各研究機関による最新の調査研究結果を取り入れながら、これら施策をさらに効果的に進めてまいります。</p>
31	7	<p>「2(2) 目指すべき姿」を実現するための一つの案として、「琵琶湖と隣接したエリアにおいて、市場性がある在来魚介類の(循環型)陸上養殖の事業化を行い、近江牛のようなブランド魚介類の育成を目指し、琵琶湖の水を活用した(循環型)陸上養殖産業という新産業を創出し、漁業の持続的発展を図る」ことを提案する。</p>	<p>琵琶湖漁業の持続的発展のため、琵琶湖産魚介類のブランド化を進めることは重要だと考えています。琵琶湖を代表する貝であるセタシジミのほか、琵琶湖を代表する魚たちとして選ばれた「琵琶湖八珍」(ビワマス、コアユ、ハス、ホンモロコ、ニゴロブナ、スジエビ、ゴリ、イサザ)を「びわ湖のめぐみ」として情報発信し、認知度向上や消費拡大を図っており、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
32	7	<p>「琵琶湖保全再生法等フォローアップ報告書(令和2年9月 琵琶湖保全再生推進協議会)の中では、淡水真珠養殖業について、具体的な事業・予算措置の取組状況が確認できませんでした。</p> <p>なお、別途「真珠の振興に関する法律」に基づく「滋賀県淡水真珠振興計画(平成30年3月)」が滋賀県によって策定されており、その中では「1. 真珠産業の振興のための施策に関する事項」として「(3) 漁場の調査等状況の把握 (4) 漁場の維持または改善」が挙げられています。</p> <p>この計画とも関連し、淡水真珠養殖業の再生について、実効性のある具体的な事業・予算措置の取組を示してください。</p>	<p>「琵琶湖保全再生法等フォローアップ報告書」p69の「『琵琶湖漁業再生ステップアップ』プロジェクト事業」の実績で記載しているとおり、淡水真珠母貝の生産等を実施しています。</p> <p>また、同報告書のp64の「琵琶湖生態系修復総合対策事業」の実績で記載しているとおり、淡水真珠生産技術向上開発研究を実施しており、「3(5)②オ 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展」で記載している「淡水真珠養殖業の再生のため、漁場環境の保全を行うとともに、母貝の安定供給に対する取組を支援する」取組を引き続き進めてまいります。</p>
その他			
33	7	<p>「3(5)② 水産資源の適切な保存および管理」で記載されている対象魚種にビワマスを追加すべきではないか。</p>	<p>「3(5)② 水産資源の適切な保存および管理」では、重要水産資源のうち、現在取り組んでいる魚種について記載(列挙している箇所は取り組んでいる魚種のうち主なものを記載)していることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、ビワマスについては、毎年度種苗放流等を実施しており、引き続き必要な取組を進めてまいります。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
③観光、交通その他の産業に関する事項			
イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等			
34	8	<p>観光については、各市町村やボランティアによる活動はけなげで活発である。しかし、その活動は、点か、せいぜい線の、限られた、細々とした活動であり、びわ湖を含んだ面の活動が貧弱である。目玉が必要。安土城の復元も、忠実な再現にとらわれすぎており、CGでの再現に押しとどめようとしており、これでは人は来ない。京都の隣で、びわ湖があるだけ県との理解にとどまっている。何かの目玉を、東西南北をつなげるような目玉を皆で考えたいと思っている。タレントさんも、大事だし、びわ湖の縦横を結ぶ移動手段の充実も大事。みんなで考え抜こう。</p>	<p>ご意見のとおり、琵琶湖を含む滋賀県の豊富な観光資源をそのまま発信するだけでは効果的ではないと考えており、滋賀県では、観光資源の歴史的な背景やそれに関わる人々の営みなどストーリーと一緒に発信するとともに、地域に点在する文化財等の観光資源を「面」として活用・発信することで、複数の観光地への周遊を促し、その地域の認知度を高め、魅力再発見やブランド化を進めているところです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
35	8	<p>「イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等」については、琵琶湖と直接関係のある部分を活かす部分が突出して書かれているように思う。この部分も間違いではないが、琵琶湖の保全や活用を図っていく場合、琵琶湖につながる川、農地、里山、森林の保全と深く関わるものであるし、エコツーリズムの1つの狙いでもある経済につなげるということからも、少しそのような書きぶりを追加してはどうか。</p> <p>例えば、最後の「琵琶湖の特性を活かしつつ、」の後に「琵琶湖の水源地として重要な森林や魚類の再生産の場として重要な水田等も活用しながら、観光客のニーズに合った…」のような記述を追加してはどうか。</p>	<p>ご意見の内容については、以下の箇所に含まれることから、原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3(5)①ア 環境に配慮した農業の普及」 「…魚のゆりかご水田や琵琶湖漁業など「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業」について、「日本農業遺産」の認定を県産物の付加価値向上や観光振興に活用しつつ、…」 ・「3(5)①イ 山村の再生と林業の成長産業化」 「山村は、過疎化や高齢化等により地域の豊かな資源が十分に活用されていないため、都市部との交流等を図り、山村資源を活かした取組を進めることにより、山村の再生を推進する。」 ・「3(5)③ア エコツーリズムの推進等」 「体験や体感により琵琶湖と触れ合うことで琵琶湖に対する理解と関心を深めるため、観光振興や地域活性化にもつながるエコツーリズムを推進する。」
4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項			
36	8	<p>北湖の全層循環が2年連続起こっておらず、今年は起こるのか心配している。</p>	<p>令和3年2月1日に琵琶湖の水質調査を実施したところ、琵琶湖北湖で全層循環を確認しました。</p> <p>しかしながら、2年間全層循環が起こらなかったことによる水質等への影響や、気候変動の影響が懸念される全層循環の未完了が来年度以降も起こる可能性があることから、引き続き危機感を持ち、琵琶湖の水質調査・監視を実施していきます。</p>
37	1、8	<p>今回の原案では「気候変動」という言葉が加筆されている。</p> <p>その主な原因は地球温暖化に伴うもので、令和2年1月に宣言された「しがCO₂ネットゼロ」との関連づけも必要ではないか。</p>	<p>琵琶湖では、2年連続で全層循環が確認されないなど、気候変動と考えられる影響は、想定していたよりもはるかに早いペースで見られていると認識しています。</p> <p>「6(3) 広報・啓発の実施」において「国民的資産である琵琶湖の多面的な重要性や、琵琶湖の保全および再生に関する事例について、県民をはじめ国内外への幅広い広報・啓発を実施する。」としており、こうした琵琶湖の状況を「しがCO₂ネットゼロ」の取組とも連携して発信しつつ、計画を推進してまいります。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
38	8	調査や研究の成果を高めるためには、積極的に企業との協働を推進する必要もあるのではないか。	<p>調査や研究の成果を高めるため、国立環境研究所琵琶湖分室や大学のほか、企業とも協力しつつ研究を進めているところです。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「調査や研究の成果を高めるため、国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室をはじめ多くの試験研究機関や大学・企業等、関係機関との連携・協力による研究開発を推進するとともに、琵琶湖生態系評価に必要な水質・底質および生物のモニタリングを推進し、データベースの構築およびその公表を行う。」</p>
39	8	研究機関の連携・協力がどの程度行われているのか、なかなか分かりにくい。そこで、例えば、琵琶湖研究センターのような各種機関の連携協力による研究センターを設け、琵琶湖に関する様々な公募の研究助成金制度などをつくり、その公開の研究発表の機会や、企業と提携した社会実装の実験とその政策の具体化・実施、新たなイノベーションの創造の場を広く設けるなど、一層の積極的施策が進むといいと思う。	<p>本県では、行政部局と試験研究機関が相互に連携して琵琶湖および環境に係る研究を行っており、その成果を施策に反映し、持続可能な滋賀社会を構築するために「琵琶湖環境研究推進機構」を設置するとともに、その研究成果を琵琶湖環境科学研究センターが開催する「びわ湖セミナー」等を通じて発信しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、調査や研究の成果を高めるため、引き続き関係機関等の連携・協力のもと研究開発を進めるとともに、研究成果の情報発信や施策への展開に取り組んでまいります。</p>
5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項			
(1) 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項			
40	9	「マザーレイクゴールズの推進体制」とあるが、何をするのかイメージがわからないので、具体的に教えてほしい。	<p>マザーレイクゴールズは、琵琶湖を通じてSDGsを県民等のアクションまで落とし込んでいただくため、2030年に向けた琵琶湖の目標(琵琶湖版SDGs)を多様な主体の皆様と設定するものです。</p>
41	9	マザーレイクゴールズについては、その実効性や具体化に向けてどうすべきかが課題となると思う。マザーレイクゴールズは何かという点と、SDGsという世界的枠組みとの関係を整理する必要があるかと思う。またその関連では、企業やその他の主体にとって琵琶湖に関連する様々なSDGsの取組を推進したいという主体と、その活動を積極的に受け入れたいという地域、主体のマッチングが十分ではないと思います。そのための取組を是非ご検討いただきたいと思う。	<p>琵琶湖の魅力・課題について話し合い、参加者がマザーレイクゴールズへのコミットメント(びわ湖との約束)を表明するワークショップを開催するとともに、皆さんの「びわ湖との約束」をSDGsと紐づけ、情報発信を行うことで、多様な主体の琵琶湖との関わりを見える化し、活動の広がり・新たな活動を創出していくことを検討しています。</p> <p>琵琶湖に関する活動主体間のマッチング制度としては、「琵琶湖サポーターズ・ネットワーク」等があり、マザーレイクゴールズの推進体制の構築と連携し、取組を進めてまいります。</p>
(2) 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項			
42	9	滋賀県エコツーリズム形成会議など各市町の関係部局の会議体と、関係部局を超えた琵琶湖の保全再生に向け各市町の連携・協力を一層推進する場との役割分担をしつつ、一層の実効性ある推進体制を構築していただきたいと思う。	<p>本計画の策定を機に、「県・市町琵琶湖保全再生計画推進会議」を設置し、県と市町で琵琶湖の保全再生に向けた意見交換や情報共有を行っています。ご意見も参考にこの場とエコツーリズムなど各分野の会議体との連携をしっかりと図るなど、実効性のある推進体制の構築を進めてまいります。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項			
(1) 体験型の環境学習の推進			
43	9	<p>「琵琶湖博物館等における体験学習」や、「エコツーリズム等の体験型の環境学習を推進する」ことはとても大切なことだが、この効果を高めるには、地域での担い手が必要不可欠である。しかし、現実には、琵琶湖に関する知識が正確かどうか不明なままで、担い手、ガイドが観光客等に説明をしている場合が少なくない。</p> <p>人材育成の方法について、養成講座をするのか、学芸員や研究者等を派遣する仕組みを作るのか、情報交換の場だけの提供なのか、考えていただくとよいと思う。</p>	<p>担い手の育成については、これまでから琵琶湖の価値やその伝え方を学ぶエコツーリズムガイド養成講座の実施や、環境学習センターによる活動者交流や相談対応など様々な手段で実施しています。ご意見も参考に、引き続き効果的な担い手育成の取組を実施していきます。</p>
44	9	<p>環境学習や教育について有意義な様々な取組をされておられると思う。そのうえで、大学や関係機関を巻き込んだ連続公開講座や出張講義など、一層の展開を期待している。</p>	<p>「びわ湖の日」活動推進事業において、県内大学と連携した連続公開講座を開催するなど、大学等との連携を実施しており、ご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。</p>
45	9	<p>問題や課題・解決策が分かる事よりも実際に解決できる人や組織が大切であり、実践活動出来る事が望まれると思う。</p>	<p>ご意見のとおり、環境学習の推進に当たっては、多様な主体の「実践」と「つながり」を重視することが大切であると考えていることから、環境学習を実践できる人材の育成や機会の創出、連携・協力の仕組みづくりを行っているところであり、引き続き取組を進めてまいります。</p>
46	9	<p>滋賀県では第四次環境学習推進計画の改定が行われています。そこで環境学習においてこの第2期計画と環境学習推進計画がお互いに補完し合い、より一層環境教育が滋賀県で進むことを希望します。</p>	<p>ご意見にある第四次環境学習推進計画の改定とも連携して本計画の改定を進めており、相互に補完し、環境学習・教育を一層充実できるよう努めてまいります。</p>
(2) 教育の振興			
47	10	<p>滋賀県の未来を担う小・中学生に対する環境学習には即効性はないが、琵琶湖保全再生には将来を考えると極めて重要であると考えます。そのためにも教育現場にいる教育者への環境学習・体験学習が必要と考えます。</p>	<p>学校における環境教育の充実と指導にあたる教員の指導力向上に資するため、「しが環境教育研究協議会」を毎年度実施しており、ご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。</p>
48	10	<p>琵琶湖と山をつなぐ河川についての環境学習「かわのこ」による教育振興を期待。人々の生活圏により近く、災害をもたらすこともあるが多くの恵みをもたらす河川の環境学習は必要。</p>	<p>河川に関する学びについては重要と認識しており、エコ・スクール事業等を通じて小学校における河川水質調査や観察会などの取組について支援しているところです。</p> <p>本計画では、小学校で授業の一環として位置づけている「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」についてのみ記述していますが、いただいたご意見については、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
49	10	<p>「6(2) 教育の振興」において、うみのこややまのこ、たんぼのこなど、学校教育における環境教育は琵琶湖を理解保全へ向かう心を養うと思います。一方それらは、学童期の児童に限られており、幼児期や中高生や大学生も含めた「人が育つ流れに沿う環境教育」が必要です。そのため、この項目において、幼児期の自然体験、中高生での環境教育についても言及すべきと考えます。</p>	<p>環境学習・教育について、主に各学校における環境教育は「6(2) 教育の振興」に、それ以外は「6(1) 体験型の環境学習の推進」に記載しており、ご意見の小中高の各学校に対する施策は前者に、幼児期や大学に対する施策は後者に含まれていることから原案のとおりとします。</p> <p>「人が育つ流れに沿う環境教育」は重要な視点であると考えており、ご意見も参考に引き続き取組を進めてまいります。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
50	10	<p>これまでの人材育成により、滋賀大学環境学習支援士や環境学習センターのエコロシーが登録者、環境カウンセラーなどの地域で環境教育を担う指導者や環境教育を実践するグループが活動しておられます。しかし、時間の経過とともに、指導者が高齢化し、これからの環境教育を担う若いリーダー等の不足が見られます。そのため「6(2) 教育の振興」項目において、「地域の環境教育を担う指導者の育成」を掲げる必要があると考えます。</p> <p>琵琶湖の環境保全においては、市民ボランティアの他、研究者や漁業者、コンサルタント、行政、企業などプロの生業による保全活動も大きな力となります。一方保全を進める人々の心をつくる教育においては、学校教育での教員もしくは地域ボランティアによるものがほとんどです。そのため、生業として環境教育を実践し、効果の大きい環境教育を広めるプロの環境教育家が活躍できる社会づくりが必要です。そこで、「6(2) 教育の振興」項目において、「生業として琵琶湖の保全や環境教育を担う指導者への支援」を実施することが必要と考えます。</p>	<p>ご意見の内容については、以下の箇所に含まれることから、原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5(1)① 多様な主体の協働と交流の推進」 「住民や事業者、特定非営利活動法人、関係団体等の多様な主体が協働して琵琶湖保全再生施策に取り組むことを促すため、これらの主体が琵琶湖保全再生施策に参画できる機会の提供や、主体間の交流、人材育成等を推進する。」 ・「6(2) 教育の振興」 「…琵琶湖の保全および再生に資する様々な教育・学習を推進するとともに、各学校や関係団体などがより積極的に環境教育に取り組んでいくための支援を実施する。」 <p>なお、地域の環境教育を担う教員等の人材育成を進めており、ご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。</p>
(3) 広報・啓発の実施			
51	3、10	<p>災害に強い森林づくりに関して、令和2年も異常気象による災害復旧に滋賀県も努められているにもかかわらず滋賀県民へのアピールが弱く、p10の「6(3) 広報・啓発」の実施にも関係するが、尽力されたこと、成果のあったことをもっと広報活動(発信)に努めて頂きたい。(全体にも)</p>	<p>琵琶湖保全再生施策の成果については、本計画を改定するに当たってとりまとめた「フォローアップ報告書」において整理していますが、各施策の成果について、より多くの方に知っていただけるよう、広報活動に努めてまいります。</p>
7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項			
(2) 財源の確保の検討に関する事項			
52	10	<p>各計画を実行するためには、人材と相応の財源が必要になる。</p> <p>法に基づく国の財政上の措置等の活用他に具体的に目的を決めてそれに対する自治体のクラウドファンディングを実施すれば、広報・啓発の推進とリンクできるのではないかと。</p>	<p>琵琶湖保全再生施策の推進のための財源確保に向け、あらゆる手段を検討しているところであり、クラウドファンディングも手段の一つとなり得ると考えています。</p> <p>クラウドファンディングを行う場合、効果的な訴求の方法についての工夫が課題となることから、琵琶湖で開催されるイベント・競技会等とのタイアップなど広く協力を呼び掛ける仕組みの構築が必要になると考えており、財源確保の手段の一つとして、検討を進めてまいります。</p>
その他、計画全体に係る事項			
53	全体	<p>今、びわ湖の活力を取り戻すため、様々な活動が色々なところで繰り広げられていますが、びわ湖があまりにも巨大であるため、変化に関わるだろうと思われる因子が多すぎて、暗中模索が続いていると感じています。例えば、びわ湖の生態系の変化のひとつとして、なぜ瀬田シジミが減少したままなのかに対して、様々な取組、実験など行われていますが、まだ結果は何もでていません。今やるべきことは、短期間で結論を急ぐより、リソースを投入し続け、ボランティア活動にも力を入れ、粘ることだと思います。何十年の間に起こった変化を数年で取り戻せるはずがありません。国にも予算増加を陳情し、粘りに粘ってください。</p>	<p>琵琶湖は、水質は一定改善傾向にあるものの、在来魚類の減少や水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着、気候変動やプラスチックごみなど、複雑・多様化する課題を抱えており、ご意見のとおり、数年で取り戻すことは大変困難であることから、国や関係地方公共団体をはじめ、多様な主体との連携・協力により国民的資産である琵琶湖の保全再生を粘り強く、しっかりと進めてまいります。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
54	全体	計画の進捗状況を把握するために「指標」が必要だと思うが、どのように取り扱われるのか。	<p>本計画は琵琶湖の保全再生に関する総合的な計画であり、個別計画において別途指標が設定されていることから指標は設定しませんが、個別計画で設定されている指標のうち、琵琶湖に関するものを「計画のフォローアップ報告書」でとりまとめており、今後はこの報告書等に記載しているデータを把握していくことで、施策の推進状況をモニタリングしてまいります。</p> <p>また、琵琶湖の状態については、マザーレイク21計画を引き継ぐ新たな枠組み「マザーレイクゴールズ」において、進行管理の仕組みを構築し、把握・評価を行ってまいります。</p>
55	全体	外来魚駆除を前提とした”釣り”などを、ワーケーションやデュアルライフ(二拠点生活)のコンテンツとして発信・活用できないか。	<p>「7(5) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する事項」に記載しているとおり、「ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた琵琶湖保全再生施策の実施に当たっては、琵琶湖をはじめとする豊かな自然を有する滋賀県の強みを活かす」こととしており、県のワーケーションに関する事業において、単に琵琶湖のほとりで仕事をさせていただきだけでなく、例えば、外来魚駆除やヨシ刈りなど、琵琶湖の保全に貢献いただけるプランを検討しています。いただいたご意見につきましては、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
56	全体	琵琶湖は日本では圧倒的な面積であるが、同様に比較的大きな湖沼のある都道府県との連携・情報交換の必要性はないか。(例えば霞ヶ浦、諏訪湖等)	<p>平成30年10月に、滋賀県の呼びかけにより、茨城県・長野県・滋賀県・鳥取県・島根県の5県を発起人とする「湖沼水環境保全に関する自治体連携」を設立し、湖沼保全に係る知見の共有等を実施しており、引き続き取組を進めてまいります。</p>
57	全体	<p>計画全体で実効性が高いもの、あるいは喫緊に対応しなければならない重要度・優先度の高いものがあるが、計画ではその強弱が明確ではないと思われる。</p> <p>また今までの琵琶湖保全再生施策に関する計画で例えば、外来魚の駆除などは大きな成果が認められるが、そのように成果の認められる事項はより完成度を上げ、課題解決に不十分な事項は更に踏み込んだ取組を実施することが必要と料する。</p>	<p>第2期計画においても、琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環をさらに推進することを「計画の重点事項」として掲げており、加えて琵琶湖を「支える」取組という3つの視点に立ち、施策を推進していきたいと考えています。</p> <p>ご意見の外来魚駆除について、計画を改定するに当たってとりまとめた「フォローアップ報告書」において、大きな成果があったと評価した上で、更なる取組の推進が必要であるとして、今回の改定案でその旨を追記しています。また、課題解決に向けて取組の継続が必要と評価した施策については、今後の対応を整理した上で、第2期計画を推進してまいります。</p>
58	全体	次世代に続く地理的・歴史的・文化的な価値を創造し、同時に環境に適した身近な生活のあり方を考える事例として、「びわ湖の日」の取組やピワイチ、環境学習などがあるが、これらは行政目線、事業者目線が強く、むしろ国民・県民目線で琵琶湖に親しむという面、例えばオープンフォレストやオープンレイクのような発想があってもいいように思う。また、こうした「遊び」から、様々な価値を創造していくという姿勢を強調してもいいように思う。	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>